



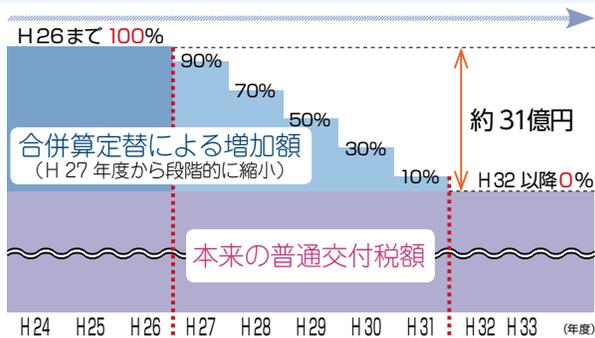
普通交付税の特例措置

多くの地方自治体では、**多く**の地方自治体では、**税収**だけでは行政経費を賄うことができず、またその置かれていた状況によって収入に大きな差が生じます。この財源の不均衡を解消し、各地方自治体が標準的な行政サービスを提供するために必要なお金を保障する仕組みが地方交付税制度です。

地方交付税は「普通交付税」と「特別交付税」の2種類があり、毎年交付されます。普通交付税は、日々の行政運営に必要な経費（標準的な財政需要）に対する収入不足額（財源不足額）に見合う額が交付されます。

普通交付税の合併算定替

図 財政課 (☎ 69-0160)



普通交付税の合併特例の減少イメージ

市町村合併は、一般的にさまざまな経費の節減が図られるとされていることから、普通交付税は減少することになります。ただし、合併直後から行政経費が節減できるものではないため、合併後10年間（4月1日合併の場合には11年間）は、合併前の旧市町村が存続するものとして算定した額（合併算定替）が交付されることとなります。

本市もこの特例措置が適用されていますが、この適用期間は平成26年度まで。それ以降は段階的に減少し、平

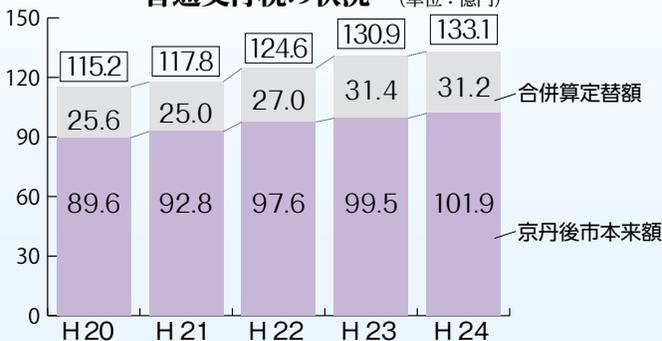
成32年度からは本市本来の額になります（右下グラフ）。

減少幅は約31億円

今年度の合併算定替による普通交付税の増加額は、約31億円となっています（左グラフ）。普通交付税の算定基準は毎年度変更されるため、合併算定替の額も年度によって増減しますが、今年度の増加額を基準とした場合、平成27年度から約31億円が減少。平成23年度の一般会計収入決算額（337億8千万円）で見た場合、約1割の

普通交付税の状況

(単位: 億円)



収入が減ることになります。普通交付税は、地方自治体が自由に使うことができ、一般財源ですので、この減少に対応するためには、使うお金（支出）を節約する必要があります。

行財政改革を一層推進

このように本市の財政運営は厳しさを増すことが予想されますが、複雑多様化する市民ニーズの増大や少子高齢化などへの対応のほか、保育所や学校の再配置事業など大型事業を進めていかなければなりません。そこで本市では、職員数の削減による人件費の抑制、借金残高の抑制による将来の返済額の軽減、普通交付税の減少に備えた「合併特例措置通過対策準備基金」への積み立てなどを行っています。

さらに、国に対する制度改善要望とともに、このほど策定した「補助金等に関する基本方針」および「公共施設の見直し方針」に基づいて、さらなる歳出抑制の取り組みを進め、行財政改革をより一層推進します。